



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年6月9日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
文化伝承課	管理調整監	竹内	内線 3141 直通 058-272-8759 FAX 058-278-2824

岐阜県美術館における電気料金の過払いについて

県美術館における電気料金支払いについて、電気供給事業者からの誤った請求金額に基づき過払いをしていたことが発覚しました。今後、速やかに返金の手続きを進めます。

- 1 過払額 7,872,360円
- 2 過払期間 令和6年6月から令和7年5月請求分(12か月分)
- 3 経緯

日付		内容
令和5年度	令和6年3月6日	電気需給契約締結(単価契約) 契約期間: 令和6年6月1日~令和7年5月31日
令和6年度	令和6年7月2日	初回の請求書受理、支払い(令和6年6月分)
令和7年度	令和7年6月3日	最終支払い(令和7年5月分)
令和8年度	令和8年5月15日	電気料金請求金額誤りが発覚
	令和8年5月19日	電気供給事業者に問合せ、請求金額誤りを確認

- 4 原因
電気供給事業者は、契約単価ではなく誤った単価で請求しており、美術館も単価誤りに気付かず支払いを行っていました。

- 5 再発防止策
 - ・支払い手続きの際、請求書記載の以下の項目の確認を徹底します。
記載項目: 請求元、請求日、請求内容、単価・数量、合計金額、期間、過去支払との重複
 - ・美術館において、会計事務を行うすべての職員を対象に研修を実施するとともに、当該事案について、全庁的に共有し注意喚起を行います。